

第35回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

開催日 平成23年12月14日(水)

時間 9:30~12:30

場所 栗東芸術文化会館さくら

<研修室>

- 議事次第 -

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第34回委員会活動の整理事項
<資料 - 1, 2 >
 - 2) 野洲川^{たていり}立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の審査表の審議
<資料 - 3 >
 - 3) 野洲川^{たていり}立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の意見書(案)の審議
<資料 - 4 >
 - 4) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
<参考資料 - 1 >
6. 閉会

配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料 - 1 第34回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料 - 2 第34回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料 - 3 審査表
- ・ 資料 - 4 意見書(案)
- ・ 資料 - 5 前回意見書
- ・ 申請説明書
- ・ 参考資料 - 1 今後のスケジュールについて
- ・ 参考資料 - 2 <占用許可申請説明書の追加質問に関する資料>
- ・ 参考資料 - 3 前回委員会の審議に関する確認事項

河川保全利用委員会 委員の紹介（五十音順）

氏名	所属	分野	備考
岸本 直之	龍谷大学 理工学部	自然環境 [水質]	ご欠席
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水 [河川工学]	ご欠席
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境 [動物・植物]	
西澤 一男		地域特性に詳しい者	公募
能登 勝		地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀県立大学 環境科学部	自然環境 [生態系]	本委員会 委員長
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他 [都市景観]	本委員会 副委員長
門地 喜代春	滋賀県土木交通部 河川・港湾室 室長補佐	自治体関係者	

第34回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第34回河川保全利用委員会（H23.10.12）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第34回委員会での審議結果 （対応状況）	第35回河川保全利用 委員会 審議内容	第35回委員会 配布資料
1) 第33回委員会活動の整理事項	資料 - 2 『第33回河川保全利用委員会審議事項の整理表』で確認・了承した。	-	-	資料 - 1 資料 - 2
2) 野洲川立入(テリ)河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の審査表に係る審議 (審査区分A, B)	<p>事前に各委員から提出された審査判断コメントを記載した『審査表』（資料 - 3）に基づき、3公園について審査区分A, Bの区分毎に「今回審査の判断」の審議を行った。主な意見は以下のとおり</p> <p>A11(基本理念)：A21(基本方針) ・「満足していない」の文言だけでは占有者の努力が評価に反映されないため、「引き続き検討を要する」を付け加えた方がよい。</p> <p>B11(必要理由) ・利用人数は、環境への負荷をどう低減するかの観点とは別の性質であり分けて考える必要がある。利用についての議論は別の場でやるべきこと。 ・各公園を個別に審査しており、3市あわせた年間利用人数ではなく、各市毎の利用者数を記載すべき。</p> <p>B12(適正面積)・「必要面積の算定根拠」が示されておらず判断が難しい。次回更新時には改善をお願いしたい。</p> <p>B21(代替可能性)・代替可能性の評価ポイントは、機能とか物理的な代替可能性であって、社会情勢や経済情勢による判断とは異なる。</p> <p>B22(代替地調査)・代替地調査をしたか否かであり、金額・調査結果については書くべきではない。</p> <p>B31(人への安全)・守山市と栗東市の2公園の周辺道路については、追加資料の情報で判断する。</p> <p>B33(安全対策の周知)・資料の連絡体制は、事故時の対応と災害・防災時の対応と比較できるものを確認する。別添資料の栗東市{りー23}は引用が間違っているので確認が必要。</p> <p>B42(地元の理解) ・河川敷の利用は公園やｽｯ施設以外の利用の観点について知らせる必要がある。 ・地元住民を中心とした利用実態を把握しており「理解が得られている。」との判断でいいのでは</p> <p>審査表の「今回審査の判断」の確定（仮確定）事項及び今後の検討事項は以下のとおり</p> <p>A11(基本理念)A21(基本方針) 「満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。」の表現を使用する。 A31(意見書) 「意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。」の文言で仮々確定とする。 B11(必要理由) 「基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である」の当初(案)の文言に整理する。 B12(適正面積) 「縮小できる可能性がある。」の表現とする。 B21(代替可能性) 「設置している施設は堤内地で代替可能な施設である。」の前回と同様の表現とする。 B22(代替地調査) 「代替地調査はされているが、十分ではない。」(守山市、栗東市)「代替地調査は行われていない。」(野洲市)とする。 B23(代替地選定) 「代替地は見つかっていない。」 B31(人への安全) 野洲市は「概ね配慮されている。」守山市・栗東市は追加資料を確認して判断する。 B32(施設の安全) 「安全対策が講じられている。」とする。 B33(安全対策の周知) 文言は「安全対策が周知されている。」の方向性とし、今後追加資料を確認する。 B41(公共性) 「排他・独占的ではない。」とする。 B42(地元の理解) 「利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。」との方向の文言とする</p>	<p>審査区分A, Bの「今回審議の判断」の文言は、仮確定した資料を各委員に配付し、各委員が確認した上で確定する。</p> <p>B31の「守山市と栗東市の周辺道路の安全性」及び B33の「緊急時の連絡先等」については、占有者に確認し次回の委員会で報告する。</p>	<p>・審査表に関する審議 <審査区分C, D></p>	<p>資料 - 3 参考資料 - 2</p>
一般傍聴者からの意見聴取	<p>審査表の「今回審査の判断」の確定（仮確定）事項及び今後の検討事項は以下のとおり</p> <p>A11(基本理念)A21(基本方針) 「満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。」の表現を使用する。 A31(意見書) 「意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。」の文言で仮々確定とする。 B11(必要理由) 「基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である」の当初(案)の文言に整理する。 B12(適正面積) 「縮小できる可能性がある。」の表現とする。 B21(代替可能性) 「設置している施設は堤内地で代替可能な施設である。」の前回と同様の表現とする。 B22(代替地調査) 「代替地調査はされているが、十分ではない。」(守山市、栗東市)「代替地調査は行われていない。」(野洲市)とする。 B23(代替地選定) 「代替地は見つかっていない。」 B31(人への安全) 野洲市は「概ね配慮されている。」守山市・栗東市は追加資料を確認して判断する。 B32(施設の安全) 「安全対策が講じられている。」とする。 B33(安全対策の周知) 文言は「安全対策が周知されている。」の方向性とし、今後追加資料を確認する。 B41(公共性) 「排他・独占的ではない。」とする。 B42(地元の理解) 「利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。」との方向の文言とする</p>	<p>必要に応じて各申請者に対して追加質問を行う。</p> <p>審査区分(C, D)の「今回審査の判断」については、委員会で意見集約のプロセスが必要であるため、やり方を工夫し次回に持ち越しとする。</p>	<p>・意見書(素案)に関する審議</p>	<p>資料 - 4</p>
その他	<p>・一般傍聴者からの意見は無し。</p>	-	-	-
	<p>・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。</p>	-	-	参考資料 - 1

審査表 < 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 >

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント	野洲川立入(たてい)河川公園(守山市)			野洲川河川公園(野洲市)			野洲川運動公園(栗東市)		
					前回審査の判断	各委員からのコメント	今回審査の判断(案)	前回審査の判断	各委員からのコメント	今回審査の判断(案)	前回審査の判断	各委員からのコメント	今回審査の判断(案)
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		満足していない。 ・川でなくとも可能な利用のための施設については引き続き検討が必要である。 ・「川でなければならない利用施設」「川に活かされた利用施設」を尊重する内容から判断すれば、この公園施設は河川空間を共有したものであり、河川敷の立地条件を活かす為にも公園と川辺の親水性を確立(川辺へのアプローチ)する事を引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足していない。 ・川でなくとも可能な利用のための施設については引き続き検討が必要である。 ・「川でなければならない利用施設」「川に活かされた利用施設」を尊重する内容から判断すれば、この公園施設は河川空間を共有したものであり、河川敷の立地条件を活かす為にも公園と川辺の親水性を確立(川辺へのアプローチ)する事を引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足していない。 ・川でなくとも可能な利用のための施設については引き続き検討が必要である。 ・「川でなければならない利用施設」「川に活かされた利用施設」を尊重する内容から判断すれば、この公園施設は河川空間を共有したものであり、河川敷の立地条件を活かす為にも公園と川辺の親水性を確立(川辺へのアプローチ)する事を引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足していない。 ・川でなくとも可能な利用のための施設については引き続き検討が必要である。 ・「川でなければならない利用施設」「川に活かされた利用施設」を尊重する内容から判断すれば、この公園施設は河川空間を共有したものであり、河川敷の立地条件を活かす為にも公園と川辺の親水性を確立(川辺へのアプローチ)する事を引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		満足していない。 ・高水敷の樹林地を「体験の森」として活用していることは評価できる。 ・基本理念に基づき、人と自然との調和、保全、及び河川と容易に触れ合える施設を目指して引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足していない。 ・水路にスロープと階段を設置し親水性を高める工夫をしていることは評価できる。 ・基本理念に基づき、人と自然との調和、保全、及び河川と容易に触れ合える施設を目指して引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。水路部に水とふれあえる取り組みがされているが充分とはいえない。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足していない。 ・基本方針をどのように尊重し施設の管理運営に活かすのか具体的な記述が無く判断できない。 ・基本理念に基づき、人と自然との調和、保全、及び河川と容易に触れ合える施設を目指して引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足していない。 ・基本方針をどのように尊重し施設の管理運営に活かすのか具体的な記述が無く判断できない。 ・基本理念に基づき、人と自然との調和、保全、及び河川と容易に触れ合える施設を目指して引き続き検討すべきである。 ・満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	過去に意見書が出されていないため適用外。	・バスケットボール場の舗装継続の根拠として挙げられているのは、当該施設の利用者に限定されたアンケート結果である。判断根拠としては疑問である。 ・3市の間で利用検討会を立ち上げ共同利用の検討を始めたこと、共同利用マップを作成し情報提供を行っていることは評価できる。 ・河川環境との関わりを深める具体策については、公園設置者が主体となる具体的な取組みが示されておらず、検討は不十分である。 ・次回改修時に改善する方向であることから、その判断を尊重すべきと考えます。 ・公園施設と川との係わりのあるイベント、美化運動等を取り込み、河川密着型公園を検討すべきである。アスファルト等の人工的なものは、耐用年数や劣化時に自然化等を検討すべきである。共同マップは既に活用され現有施設を合理的に運用している。 ・改善案が提示されているが、河川敷保全の趣旨を充分把握した対策であることを示されるべきである。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	過去に意見書が出されていないため適用外。	・一部施設の自然化について利用者の賛同を得られない状況は理解できるが、引き続き検討が必要である。 ・3市の間で利用検討会を立ち上げ共同利用の検討を始めたこと、共同利用マップを作成し情報提供を行っていることは評価できる。 ・河川環境との関わりを深める具体策については、公園設置者が主体となる具体的な取組みが示されておらず、検討は不十分である。 ・公園施設と川との係わりのあるイベント、美化運動等を取り込み、河川密着型公園を検討すべきである。アスファルト等の人工的なものは、耐用年数や劣化時に自然化等を検討すべきである。共同マップは既に活用され現有施設を合理的に運用している。 ・改善案が提示されているが、河川敷保全の趣旨を充分把握した対策であることを示されるべきである。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	過去に意見書が出されていないため適用外。	・～の事項については改善が行われている。 ・公園施設と川との係わりのあるイベント、美化運動等を取り込み、河川密着型公園を検討すべきである。アスファルト等の人工的なものは、耐用年数や劣化時に自然化等を検討すべきである。共同マップは既に活用され現有施設を合理的に運用している。 ・改善案が提示されているが、河川敷保全の趣旨を充分把握した対策であることを示されるべきである。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	「過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい」という判断は、別の場の議論と考える。 環境を考慮した利用への変化を確認する。 やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 設置の経緯、地元交流の場として確認する。 施設の活用状況を現地調査で確認する。	妥当ではない。 ・本公園の利用形態として「自然を利用したレクリエーション活動」が挙げられており、この場所を必要とする理由は認められる。ただし、自然の利用のしかたについては、基本理念、基本方針に一部合わないところがある。 ・年間約5万3千人の老若男女の人が運動、安らぎ、憩いの場として活用されており、地域住民等が定着した多目的公園である。 ・基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。 ・立入河川公園の利用者数(平成21年度5万3千人)	基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	妥当ではない。 ・野洲川と人のつながりを取り戻すために整備されており、この場所を必要とする理由は認められる。ただし、利用のしかたについては、基本理念、基本方針に一部合わないところがある。 ・年間約6万8千人の老若男女の人が運動、安らぎ、憩いの場として活用されており、地域住民等が定着した多目的公園である。 ・基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	妥当ではない。 ・市内唯一の癒しの場、憩いの場として本公園が挙げられており、この場所を必要とする理由は認められる。ただし、利用のしかたについては、基本理念、基本方針に一部合わないところがある。 ・年間約9万人の老若男女の人が運動、安らぎ、憩いの場として活用されており、地域住民等が定着した多目的公園である。 ・基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。			
		B12 適正面積	占有面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	他の類似占有施設に比べて面積を比較する。 申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小できる可能性がある。 ・必要な施設名称は挙げられているものの、必要面積の算定根拠が示されていない。 ・共同マップ化を図り、共有化は既に合理的に運用されており、施設の利用状況から判断すれば、縮小化は極めて困難である。 ・さらに縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。 ・占有面積が必要最低限であること、およびその算定根拠が示されていない。 ・共同マップ化を図り、共有化は既に合理的に運用されており、施設の利用状況から判断すれば、縮小化は極めて困難である。 ・さらに縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。 ・占有面積が必要最低限であること、およびその算定根拠が示されていない。 ・共同マップ化を図り、共有化は既に合理的に運用されており、施設の利用状況から判断すれば、縮小化は極めて困難である。 ・さらに縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。			
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。 ・スポーツ施設については堤内地で代替可能である。逆に堤内地で代替できない施設にしようという発想が認められないことは疑問である。 ・物理的には可能であるが、住民や自治体の意見を尊重すべきである。 ・設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。 ・スポーツ施設については堤内地で代替可能である。逆に堤内地で代替できない施設にしようという発想が認められないことは疑問である。 ・物理的には可能であるが、住民や自治体の意見を尊重すべきである。 ・設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。 ・スポーツ施設については堤内地で代替可能である。逆に堤内地で代替できない施設にしようという発想が認められないことは疑問である。 ・物理的には可能であるが、住民や自治体の意見を尊重すべきである。 ・設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。	設置している施設は、堤内地で代替可能な施設である。			

	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。	調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。都市公園法で誘致距離を参考に調査範囲を設定する。休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされていない。	・スポーツ施設については半径3kmの範囲で代替地の可能性が検討されており費用や農地転用の問題があり困難であることは理解できる。 ・移転費用(1市当たり24億円)が自治体の財政を圧迫する。 ・代替地を真摯に調査検討がなされているとは判断されがたい。	代替地調査はされているが十分とは言えない。	代替地調査はされていない。	代替地の具体的な調査は行われていない。 ・移転費用(1市当たり24億円)が自治体の財政を圧迫する。 ・代替地調査はされていない。 (移転費用の算出はされていない)	代替地調査は行われていない。	代替地調査はされていない。	・スポーツ施設については半径3kmの範囲で代替地の可能性が検討されており費用や農地転用の問題があり困難であることは理解できる。 ・移転費用(1市当たり24億円)が自治体の財政を圧迫する。 ・代替地を真摯に調査検討がなされているとは判断されがたい。	代替地調査はされているが十分とは言えない。
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地ではないが、野洲川の公園にある類似施設の共同利用により、将来的な統合廃止の検討を始めたことは評価できる。 ・適当な代替地が見当たらないようである。 ・代替地は見つからない。	代替地は見つからない。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地ではないが、野洲川の公園にある類似施設の共同利用の検討を始めたことは評価できる。 ・適当な代替地が見当たらないようである。 ・代替地は見つからない。	代替地は見つからない。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	代替地は見つからない。 ・適当な代替地が見当たらないようである。 ・代替地は見つからない。	代替地は見つからない。
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	・占用区域内の安全はマニュアル等により配慮されているが、周辺道路については不明である(南側の堤防道路は車両交通あり)。 ・おおむね配慮されている。	周辺道路上での安全は、追加資料の情報で確認する。	おおむね配慮されている。	・占用区域内の安全はマニュアル等により配慮されているが、周辺道路は車両通行が無いため該当しない。 ・おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	・占用区域内の安全は配慮されているが、周辺道路については不明である(南側の堤防道路は車両交通あり)。 ・おおむね配慮されている。	周辺道路上での安全は、追加資料の情報で判断する。
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風、地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策が講じられている。	・安全対策が講じられている。 ・安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	・安全対策が講じられている。 ・安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	・安全対策が講じられている。 ・安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	審査項目として設定されていない。	・申請説明書には記載がなく判断できない。 ・占有者の連絡先等を記載した看板が設置されているが、さらなる対策が必要である。	安全対策が周知されている。 <追加資料を、今回の委員会で確認する。>	審査項目として設定されていない。	・申請説明書には記載がなく判断できない。 ・占有者の連絡先等を記載した看板が設置されているが、さらなる対策が必要である。	安全対策が周知されている。 <追加資料を、今回の委員会で確認する。>	審査項目として設定されていない。	・安全対策は周知されているが事故時対応策は記述が無(判断できない)。 ・占有者の連絡先等を記載した看板が設置されているが、さらなる対策が必要である。	安全対策が周知されている。 <追加資料を、今回の委員会で確認する。>
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的なものではない。 ・排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的なものではない。 ・排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的なものではない。 ・排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望施設と一致している施設であるか確認する。	審査項目として設定されていない。	・申請説明書には記載がなく判断できない。 ・住民意識調査が行われた平成7年から相当の年月が経っているため、利用ニーズや意識把握の新たな調査を行う必要がある。 ・住民意識調査が実施され、レクリエーション活動、スポーツ利用の要望が寄せられた。しかし、これは川とのふれあいの利用の要望ではない。 ・河川敷地占用許可準則も参照し、時代の変化に対応した住民意識調査が必要である。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得よう努めるべきである。	審査項目として設定されていない。	・申請説明書には記載がなく判断できない。 ・申請説明書に触れられていない。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得よう努めるべきである。	審査項目として設定されていない。	・説明会や市の広報で理解を得たとあるが、何時の時点のものか不明である。 ・住民意識調査が実施され、レクリエーション施設拡充の要望があるが、これは川とのふれあいの利用のものではない。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得よう努めるべきである。
C 占用施設の 利用計画と 利用者等 からの検証	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	占用開始からの年数を確認する。施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	17年間になる。	・申請書によると20年とある。 ・占用開始から20年間になる。維持管理上の問題は現在まで発生していない。	20年間になる。	25年間になる。	・29年になる。 ・占用開始から29年間になる。維持管理上の問題は現在まで発生していない。	29年間になる。	34年間になる。	・38年とある。 ・占用開始から38年間になる。維持管理上の問題は現在まで発生していない。	38年間になる。
	C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化するか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。利用されていない施設・構造物があるか確認する。	芝生広場等が追加された。	・施設名称が変更されているが条例にもとづくものであり適切である。 ・施設内容に変化はない。既設階段及びグラウンドゴルフ場で占用漏れのあった箇所を新たに占用面積に含めた。	占用漏れのあった箇所を新たに占用面積に含めた。	少年野球場、グラウンドゴルフ場等が追加された。	・前回からの変更はない。 ・施設内容の変化はない。	施設内容の変化はない。	グラウンドゴルフ場が追加された。	・水栓柱の設置の理由は記述が無(判断できない)。	水栓柱が追加された。
	C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	特に問題はない。	・緊急時の連絡先が看板に明示されているかどうかは申請書では確認できない。 ・特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	・明示している。 ・特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	・明示している。 ・特に問題はない。	特に問題はない。

C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	自由使用の場合の使用調整の方法を確認する。	共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)	・3市間で利用検討会を設置し、類似施設の共同利用について検討を行っている。 ・共同利用は共同マップ等により既に実施されている。 ・「野洲川河川敷利用検討会」を設け、共同利用の協議がされているが、さらに広域の流域住民の利用をそくすべきである。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)	・3市間で利用検討会を設置し、類似施設の共同利用について検討を行っている。 ・共同利用は共同マップ等により既に実施されている。 ・「野洲川河川敷利用検討会」を設け、共同利用の協議がされているが、さらに広域の流域住民の利用をそくすべきである。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議はなされていない。(協調利用の項目にて審査)	・3市間で利用検討会を設置し、類似施設の共同利用について検討を行っている。 ・共同利用は共同マップ等により既に実施されている。 ・「野洲川河川敷利用検討会」を設け、共同利用の協議がされているが、さらに広域の流域住民の利用をそくすべきである。	共同利用に係る協議がなされている。
C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占有申請期間を適正に考慮したものか。	現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 自由使用場所の維持管理方法を確認する。	適正である。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・適正である。	適正である。	適正である。	・維持管理計画の内容については記載が無く判断できない。 ・適正である。	適正である。	適正である。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・適正である。	適正である。
C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。	補修等行った実績はある。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	・使用資材の記述が無く判断できない。 ・補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	・使用材料は河川外からの持ち込みを最小限にしている。 ・補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。
C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	・定期点検、出水に対する安全対策は行われている。 ・定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	・安全点検については実施されている。 ・定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	・定期点検は実施されている。 ・定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。
C2	利用者											
C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 施設別の利用者数の増加・減少を確認する。	利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。	・時刻や曜日による変動までは把握されていない。 ・過去3年間の月別、施設毎の利用者数を把握している。	過去3年間の施設別年間利用者数の変動、平成21年度の月別、施設別の利用者数の変動を把握している。平日休日別、午前午後別の変動を把握している。	利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。	・時刻や曜日による変動までは把握されていない。 ・過去3年間の月別、施設毎の利用者数を把握している。	過去3年間の施設別年間利用者数の変動、平成21年度の月別、施設別の利用者数の変動を把握している。平日休日別、午前午後別の変動を把握している。	利用者数の把握はできているが、変動まではできていない。	・時刻や曜日による変動までは把握されていない。 ・過去2年間の月別、施設毎の利用者数を把握している。	過去2年間の月別、施設別の利用者数の変動を把握している。平日休日別、午前午後別の変動を把握している。
C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。	適正に確保、維持管理できている。	・適正に確保、維持管理できている。 ・適正に確保、維持管理できている。なお、休止中の循環式トイレは速やかに撤去するべきである。	適正に確保、維持管理できている。なお、休止中の循環式トイレは速やかに撤去するべきである。	適正に確保、維持管理できている。	・適正に確保、維持管理できている。 ・適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	・適正に確保、維持管理できている。 ・適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。
C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	審査項目として設定されていない。	・ゴミ処理の方法を定めている。 ・適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	審査項目として設定されていない。	・ゴミ処理の方法を定めている。 ・適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	審査項目として設定されていない。	・ゴミ処理の方法を定めている。 ・適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。
C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	委託している管理内容を確認する。	定めている。(業務委託を行っている)	・大会時の利用については主催者に管理を任せている。 ・指定管理者制度が設定されている。 ・定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	・大会時の利用については主催者に管理を任せている。 ・指定管理者制度が設定されている。 ・定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)	・管理者が常駐し対応している。 ・指定管理者制度が設定されている。 ・定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)
C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	現地調査で設置状況を確認する。 駐輪場、駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 障害者対応の施設であるか確認する。 アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	確保できている。	・確保している。 ・確保できている。	確保できている。	確保できている。	・確保している。 ・確保できている。	確保できている。	確保できている。	・確保している。 ・確保できている。	確保できている。
C3	利用形態											
C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく(利用可能な施設か、また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか)。	子供からお年寄りまでが使える施設か確認する。 釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	・利用可能な施設である。 ・利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	・利用可能な施設である。 ・利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。	・利用可能な施設である。 ・利用可能な施設である。	利用可能な施設である。
C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	「花火大会」など広範囲イベントの交流実績を確認する。 定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	・大会開催による地域住民の交流はなされているが、常時利用者と流域住民との交流を促進させる計画があるとは言えない。 ・グラウンドゴルフ大会などで地域住民の交流がなされているが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	・練習試合や大会開催による地域住民の交流はなされているが、常時利用者と流域住民との交流を促進させる計画があるとは言えない。 ・地域利用者の親睦、交流試合、県内の大会等による流域住民との交流がなされている。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	・大会開催による地域住民の交流はなされている。常時利用者と流域住民との交流を一斉清掃において試みている。 ・グラウンドゴルフ大会などで地域住民の交流がなされているが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。

	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現地調査で、占有施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。	いかだ下り大会により、川とのふれあいのきっかけ作りがなされていることは評価されている。ただし、運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	・各施設における利用者と川とのふれあいの程度について、記述がない点は疑問である。 ・川とのふれあいは、水に触れることだけではないことから、審査判断の見直しが必要と考えます。 ・運動利用者の多くの要望があるにも係わらず、川との触れ合えない状況である。(川へのスロープや階段といったアプローチが無い) ・施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。 ・水面に近づける状況ではないが、背景に水面を感じることができる点で川とふれあうことができると言えなくもない。	(川とのふれあい=水とのふれあいと考える)施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	・水路にスロープと階段を設置し親水性を高める工夫をしていることは評価できる。 ・各施設における利用者と川とのふれあいの程度について、記述がない点は疑問である。 ・運動利用者の多くの要望があるにも係わらず、川との触れ合えない状況である。(川へのスロープや階段といったアプローチが無い) ・運動施設利用者が直接、川とふれあえることが可能な施設ではないが、樋門水路部分に、スロープと階段により安全に水とふれあうことが可能になる。	(川とのふれあい=水とのふれあいと考える)施設利用者が川とふれあえることが可能な施設である。	運動施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	・各施設における利用者と川とのふれあいの程度について、記述がない点は疑問である。 ・川とのふれあいは、水に触れることだけではないことから、審査判断の見直しが必要と考えます。 ・運動利用者の多くの要望があるにも係わらず、川との触れ合えない状況である。(川へのスロープや階段といったアプローチが無い) ・施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。 ・川とふれあうことを目的とした施設ではないが、低水路にありることが可能であることに言及しても良いのではないかと思います。	(川とのふれあい=水とのふれあいと考える)施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	
	C34	河川愛護保護活動	河川・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を認める。 NPO団体、学校等と協働した環境保護活動を認める。	利用者による清掃活動程度は行われている。	・河川・治水・利水等の理解を促すための活動計画や実績の記載はない。 ・利用者による河川清掃活動は行われていない。	利用者による河川清掃活動は行われていない。立入小学校が環境学習を行っている。	利用者による清掃活動程度は行われている。	・河川・治水・利水等の理解を促すための活動計画や実績の記載はない。 ・申請説明書に記載されていない。	利用者による河川清掃活動は行われていない。	利用者による清掃活動程度は行われている。	・一斉清掃への参加呼びかけを行っている。 ・清掃活動が行われている。	利用者による河川清掃活動は行われている。	
	C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 「河川敷でなければできない利用」の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。	・周辺地域の活性化を促しているかどうか、根拠が示されていないので判断できない。 ・地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているが、効果は小さい。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているが、効果は小さい。	・周辺地域の活性化を促しているかどうか、根拠が示されていないので判断できない。 ・地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているが、効果は小さい。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているかもしれないが、効果は小さい。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているが、効果は小さい。	・自治会活動の活性化を促している。 ・地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているが、効果は小さい。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促しているが、効果は小さい。	
C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く(流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 意見聴取方法を確認する。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	・広く流域住民からの意見聴取は行われていない。 ・広く流域住民からの意見聴取が行われたかは確認できないが、平成7年に住民意識調査が実施され、自然を利用したレクリエーション活動、スポーツ利用の要望が多く寄せられた。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	・広く流域住民からの意見聴取は行われていない。 ・申請説明書には記載されていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	・利用者から次年度利用計画を聴取しているが、広く流域住民から意見聴取するようなことは行われていない。 ・申請説明書には具体的に記載されていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	利用者からは管理事務所や市への電話・メールによって意見を把握しているが、流域住民についてはなされていない。	・バスケットボール場については利用者からの意見をもとに舗装継続で計画している。それ以外の施設については記載、資料が無い。 ・一部の利用者からの意見聴取は行われているが、広く流域住民に対してはなされていない。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。	なされていない。	・アンケート結果についての記載がなく判断できない。 ・一部の利用者からの意見聴取は行われているが、広く流域住民に対してはなされていない。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。	なされていない。	・流域住民や施設利用者からの意見を反映させて計画した施設である。 ・一部の利用者からの意見聴取は行われているが、広く流域住民に対してはなされていない。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。	
D 環境・治水・利水を考慮した占有施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の河川水質・底質にどのような影響を与えないか。	占有施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	審査項目として設定されていない。 ・影響を与えない。 ・悪影響を与える発生源となる施設はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。	審査項目として設定されていない。	影響を与えない。 ・悪影響を与える発生源となる施設はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。	審査項目として設定されていない。	・影響を与えない。 ・悪影響を与える発生源となる施設はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。	
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占有区域とその周辺の河川水質・底質にどのような影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	草刈の方法と実績を確認する。 排水暗渠の設置の状況を確認する。	調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。 ・水質や底質への影響は小さいと考えられる。 ・河川水質・底質の調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。	調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。	・水質や底質への影響は小さいと考えられる。 ・河川水質・底質の調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。	調査はなされていないが、水質汚濁の影響はないと思われる。	・水質や底質への影響は小さいと考えられる。 ・河川水質・底質の調査はされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、水質汚濁の影響はないと思われる。	
		D11-3	土壌汚染	占有区域とその周辺の陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等有害化学物質を使用していないか。	草刈の方法と実績を確認する。 芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 除草剤の使用をしていないか確認する。 害虫駆除の実績があるか確認する。	調査はなされていないが、土壌汚濁の影響はないと思われる。 ・土壌への影響は小さいと考えられる。 ・周辺陸域の土壌調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。	調査はなされていないが、土壌汚濁の影響はないと思われる。	・土壌への影響は小さいと考えられる。 ・周辺陸域の土壌調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。	調査はなされていないが、土壌汚濁の影響はないと思われる。ただし、除草剤、殺虫剤の使用は直ちに中止すべきである。	・土壌への影響は小さいと考えられる。 ・周辺陸域の土壌調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、土壌汚染の影響はないと思われる。
		D11-4	地下水	占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。 ・地下水への影響は小さいと考えられる。 ・水質調査の対象とした項目の測定結果からは、異常は見られないが、周辺の地下水系とその水質に安全であるとは言いきれないことを留意するべきである。	水質調査が行われている。農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	・地下水への影響は小さいと考えられる。 ・調査はなされていない。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	地下水への影響は小さいと考えられる。 ・調査はなされていない。	地下水への影響は小さいと考えられる。	調査はなされていないが、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤等)は使用しておらず、地下水への影響はないと思われる。

D11-5	騒音・振動	占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	騒音が発生する施設であるか確認する。 利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	騒音・振動の発生源にならないと考えられる。 ・発生源にはならないと思われる。	調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	騒音・振動の発生源にならないと考えられる。 ・発生源にはならないと思われる。	調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	騒音・振動の発生源にならないと考えられる。 ・発生源にはならないと思われる。	調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。
D11-6	悪臭	占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	臭気が発生する占有施設であるか確認する。	審査項目として設定されていない。	悪臭の発生源にならないと考えられる。 ・発生源となる施設はなく、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。	審査項目として設定されていない。	悪臭の発生源にならないと考えられる。 ・発生源となる施設はなく、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。	審査項目として設定されていない。	悪臭の発生源にならないと考えられる。 ・発生源となる施設はなく、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、発生源になる施設はなく、影響はない。
D12	地形改変	占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。	現状からの変更地形を確認する。 利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	調査はなされていないが影響はない。	この3年間に地形改変は行われていない。 ・申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、影響はない。	調査はなされていないが影響はない。	この3年間に地形改変は行われていない。 ・申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、影響はない。	調査はなされていないが影響はない。	近年、地形改変は行われていない。 ・申請者による調査はされていないが、影響は小さいと思われる。	調査はなされていないが、影響はない。
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	占有箇所付近の環境調査結果を確認する。 影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	既存施設による小動物や植生に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・生物の生息環境を一部分断する影響があると思われる。 ・生物の生息環境を分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きい。	既存施設による小動物や植生に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・生物の生息環境を一部分断する影響があると思われる。 ・生物の生息環境を分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	既存施設による小動物や植生に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・生物の生息環境を一部分断する影響があると思われる。 ・生物の生息環境を分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。
D14-1	陸生生物	占有区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占有箇所付近の環境調査結果を確認する。 刈り込み時期、頻度を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	既存施設による陸生生物に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。 ・この水域に貴重種や保全対象種がいるのか否かわからないので、判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がないのであれば、影響判断はする必要がないし、貴重種等がいる場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思います。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	既存施設による陸生生物に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。 ・この水域に貴重種や保全対象種がいるのか否かわからないので、判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がないのであれば、影響判断はする必要がないし、貴重種等がいる場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思います。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	既存施設による陸生生物に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。 ・この水域に貴重種や保全対象種がいるのか否かわからないので、判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がないのであれば、影響判断はする必要がないし、貴重種等がいる場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思います。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。
D14-2	水生生物	占有区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占有箇所付近の環境調査結果を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	既存施設による水生生物に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。 ・この水域に貴重種や保全対象種がいるのか否かわからないので、判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がないのであれば、影響判断はする必要がないし、貴重種等がいる場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思います。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	既存施設による水生生物に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。 ・この水域に貴重種や保全対象種がいるのか否かわからないので、判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がないのであれば、影響判断はする必要がないし、貴重種等がいる場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思います。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	既存施設による水生生物に対する影響の調査が行われていないため判断できない。 ・申請者による調査はされていないが、多少の影響はあると思われる。 ・この水域に貴重種や保全対象種がいるのか否かわからないので、判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がないのであれば、影響判断はする必要がないし、貴重種等がいる場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思います。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。
D15	生態系	占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	河川敷全幅の占有使用がされているか確認する。 河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	高水敷の全幅を占有するグラウンドゴルフ場の周辺生態系に及ぼす影響を調査すべきである。 ・生物の生息環境を一部分断する影響があると思われる。 ・生物の生息環境を分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きい。	高水敷の両側10mを残しており縦断方向の連続性は意識されている。施設の周辺生態系に及ぼす影響を調査すべきである。 ・生物の生息環境を一部分断する影響があると思われる。 ・生物の生息環境を分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きい。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	施設の周辺生態系に及ぼす影響を調査すべきである。 ・生物の生息環境を一部分断する影響があると思われる。 ・生物の生息環境を分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。
D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	自然環境の早期復元を見込んだ計画となっている。 ・施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	自然環境の早期復元を見込んだ計画となっている。 ・施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	自然環境の早期復元を見込んだ計画となっている。 ・施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
D17	作業車の通行影響	河川敷を占有施設が管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の重量、走行頻度を確認する。	審査項目として設定されていない。	管理道路と駐車場を使用しており影響は少ないと考えられる。 ・管理道路を使用しており影響は小さい。	駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。	審査項目として設定されていない。	管理道路と駐車場を使用しており影響は少ないと考えられる。 ・管理道路を使用しており影響は小さい。	駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。	審査項目として設定されていない。	管理道路と駐車場を使用しており影響は少ないと考えられる。 ・管理道路を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		審査項目として設定されていない。	無線使用は無い。 ・影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	審査項目として設定されていない。	無線使用は無い。 ・影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	審査項目として設定されていない。	無線使用は無い。 ・影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。
D2 治水	D21 治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。			河川管理者の審査項目として設定している。			河川管理者の審査項目として設定している。		

	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか、また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物による治水上の支障はない。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか、また、流出した場合の処置を定めているか。	冠水時の流出防止対策を確認する。 過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・申請書の記載内容だけでは判断できない。 ・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・工作物の撤去訓練が行われている。流出した場合の処置は不明である。 ・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・工作物の撤去訓練が行われている。流出した場合の処置は不明である。 ・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	撤去訓練報告書を確認する。	実施されている。	・実施している。 ・実施されている。	実施されている。	実施されている。	・実施している。 ・実施されている。	実施されている。	実施されている。	・実施している。 ・実施されている。	実施されている。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。			河川管理者の審査項目として設定している。			河川管理者の審査項目として設定している。		
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はない。 ・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はない。 ・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はない。 ・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか、また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	・景観特性の現況把握は行われていない。施設の形態が景観に及ぼす影響は軽微である。 ・施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	・景観特性の現況把握は行われていない。施設の形態が景観に及ぼす影響は軽微である。 ・施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	・景観特性の現況把握は行われていない。施設の形態が景観に及ぼす影響は軽微である。 ・施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したもとはなっていない。
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	・景観変化の予測は行われていない。 ・行われていない。	行われていない。	行われていない。	・景観変化の予測は行われていない。 ・行われていない。	行われていない。	行われていない。	・景観変化の予測は行われていない。 ・行われていない。	行われていない。
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	河畔林などと調和した施設であるか確認する。 在来植栽を活かした利用であるか確認する。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生については配慮はされているが十分とはいえない。	・植栽の景観への影響は軽微である。在来の植生を活かした植栽となっている。 ・植栽が周辺環境へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がなされている。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが十分とはいえない。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが十分とはいえない。	・植栽の景観への影響は軽微である。 ・限定的な植栽であるため周辺環境へ及ぼす影響は少ないと思われる。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが十分とはいえない。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが十分とはいえない。	・植栽の景観への影響は軽微である。 ・植栽が周辺環境へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がなされている。	周辺環境への影響は少ない。また在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが十分とはいえない。
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか、また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	・下之郷遺跡以外の文化財については記載が無く判断できない。 ・調査されていないが、施設が周辺地域にある遺跡等の文化財に影響を与えるものではないと思われる。	調査されていないが、影響はない。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	・文化財に関する具体的な記述が無いため判断できない。 ・調査されていないが、施設が周辺地域にある遺跡等の文化財に影響を与えるものではないと思われる。	調査されていないが、影響はない。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	・周辺に文化財が無く該当しない。 ・調査されていないが、施設が周辺地域にある遺跡等の文化財に影響を与えるものではないと思われる。	調査されていないが、影響はない。
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか、また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	・下之郷史跡公園との共存は可能と考えられる。 ・共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。	・現況調査の記述は無いが、周辺の歴史文化を伝える案内掲示の検討を行っている。 ・共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。	・現況調査の記述は無い。 ・共存可能である。	共存可能である。

「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

【野洲川立入河川公園（守山市）：意見書（素案）】

1．委員会としての判断・意見・要望

<沿革>

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

<利用状況>

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、クレイ広場、芝生広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者は、年間約53,000人（平成21年度）でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

<環境等>

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。また、芝生広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

<委員会の判断>

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきと考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考える。前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については、野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい」旨意見を付したところである。前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考える。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を今後も継続して設けて具体的に検討させること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記 の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

循環式便所その他利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

【野洲川河川公園（野洲市）：意見書（素案）】

1．委員会としての判断・意見・要望

<沿革>

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

<利用状況>

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。施設利用形態は、芝生広場、健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者は、年間約6万8千人（平成21年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

<環境等>

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと考える。

<委員会の判断>

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきと考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考える。前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については、守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい」旨意見を付したところである。前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考える。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を今後も継続して設けて具体的に検討させること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記 の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

【野洲川運動公園（栗東市）：意見書（素案）】

資料 - 4

1．委員会としての判断・意見・要望

<沿革>

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

<利用状況>

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、芝グラウンド、ローンプレイフィールド、多目的広場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約90,000人（平成21年度、花火大会の見学者は除く）でソフトボール場の利用者が4割5分と最も多い。

<環境等>

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

<委員会の判断>

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきと考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考える。前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については、守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい」旨意見を付したところである。前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考える。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、陸上競技場のウレタン舗装、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続して設けて具体的に検討させること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記 の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

【野洲川^{たていり}立入河川公園（守山市）：前回意見書（平成19年3月19日付け）】

1．委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約41,000人でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考ええる。また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考ええる。このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

2．検討の経緯

平成19年12月 4日 意見照会書の受理

平成19年12月 6日 委員会 河川管理者から申請内容についての説明
委員による意見交換

平成19年12月20日 委員会 申請施設の現地調査
委員による意見交換

平成20年 1月17日 委員会 申請者から申請内容についての説明
委員による占用施設の審議と意見交換

平成20年 2月21日 委員会 委員による占用施設の審議
委員による意見交換

平成20年 3月17 日 委員会 委員による意見書(案)の審議

【野洲川河川公園（野洲市）：前回意見書（平成19年3月19日付）】

1．委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約63,000人でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと考える。

当委員会は、基本理念である「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考ええる。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

2．検討の経緯

平成19年12月 4日 意見照会書の受理

平成19年 12月 6日 委員会 河川管理者から申請内容についての説明
委員による意見交換

平成19年 12月20日 委員会 申請施設の現地調査
委員による意見交換

平成20年 1月 17日 委員会 申請者から申請内容についての説明
委員による占用施設の審議と意見交換

平成20年 2月 21日 委員会 委員による占用施設の審議
委員による意見交換

平成20年 3月17 日 委員会 委員による意見書(案)の審議

【野洲川運動公園（栗東市）：前回意見書（平成19年3月19日付）】

資料 - 5

1．委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、芝グラウンド、パターゴルフ場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約57,400人でソフトボール場(約1万人の花火大会の見学者を含む)の利用者が約3割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考ええる。また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考ええる。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、陸上競技場のウレタン舗装、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので、継続使用とし、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

施設の維持管理において、除草剤・殺虫剤の使用を直ちに中止させること。

利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

2．検討の経緯

平成19年12月 4日 意見照会書の受理

平成19年12月 6日 委員会 河川管理者から申請内容についての説明
委員による意見交換

平成19年12月20日 委員会 申請施設の現地調査
委員による意見交換

平成20年 1月 17日 委員会 申請者から申請内容についての説明
委員による占用施設の審議と意見交換

平成20年 2月 21日 委員会 委員による占用施設の審議
委員による意見交換

平成20年 3月17 日 委員会 委員による意見書(案)の審議